

岸和田市環境保全条例の改正案（追加の検討案）

第 4 章 自然環境の保全と回復

第 3 節 現状変更行為の届出

第 77 条 現状変更行為の届出

1. 適用除外規定の追加について

現行条例

（現状変更行為の届出）

第 77 条 第 1 項～第 3 項 略

4 次の各号に掲げる行為については、第 1 項の規定は、適用しない。

- (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- (2) 第 68 条第 1 項の規定により指定された保全区域で行う行為
- (3) 第 68 条第 2 項各号に掲げる区域で行う行為
- (4) この条例が施行された際、既に着手している行為 以下略

改正条例（案）

（現状変更行為の届出）

第 77 条 第 1 項～第 3 項 略

4 次の各号に掲げる行為については、第 1 項の規定は、適用しない。

- (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- (2) 第 68 条第 1 項の規定により指定された保全区域で行う行為
- (3) 第 68 条第 2 項各号に掲げる区域で行う行為
- (4) 国等が行う行為**
- (5) 法令又は条例の規定による許可、認可その他の処分又は届出による行為であってこの条例と同等以上の効果が得られるものとして規則で定めるもの**

（考え方）

他法令で同等またはそれ以上の規制がなされているものについては、事業者への過度の負担を避けるため、適用除外とすることが適当と考えます。

今後、関係法令が新たに制定された場合、追加等が出来るよう、規則で規定することを考えます。

参考 他法令（岸和田市環境保全条例第77条 適用除外関連）

	法令等	必要な緑地割合
A	大阪府自然環境保全条例 （自然環境の保全と回復に関する協定） 第28条の協定	ゴルフ場（20ha以上で65%以上、20ha以下で40%以上）、 住宅地（市街化区域で6%以上、市街化区域外で15%以上） 工場で20%以上（事務所又は事業所の場合、市街化区域で6%以上、市街化区域外で15%以上） レクリエーション施設（20%以上）、土石の採取等（原状回復）
B	大阪府自然環境保全条例 （緑化計画書の届出等） 第34条の届出	1000㎡以上の土地で建築物の新築・改築の場合（地上部25%以上、屋上部20%以上）
C	森林法 （開発行為の許可） 第10条の2第1項の許可	別荘地（60%以上）、宿泊施設・レジャー施設（40%以上）、工場（25%以上）、住宅地（20%以上）
D	大阪府風致地区内における建築等の規制に関する条例 （許可を要する行為） 第2条第1項の許可	2以上の市町村域にまたがる風致地区において、 宅地の造成・土地の開墾その他の土地の形質変更の場合（30%以上）
E	岸和田市風致地区内における建築等の規制に関する条例 （許可を要する行為） 第2条第1項の許可	宅地の造成・土地の開墾その他の土地の形質変更の場合（30%以上）
F	近畿圏の保全区域の整備に関する法律 （近郊緑地保全区域における行為の届出） 第8条第1項の届出	近郊緑地保全区域内の行為について、A又はCの緑地割合を満たす森林又は緑地の確保
★	岸和田市環境保全条例 （現状変更行為の届出） 第77条の届出	土砂等による埋立て又は盛土（75%以上）、宅地の造成又は土地の開墾（15%以上） 土石の採取又は鉱物の掘採（75%以上）、駐車場又は資材置場の建設（20%以上）

岸和田市環境保全条例(抜粋)

(現状変更行為の届出)

第 77 条 自然環境の有する水源涵養、防災その他の機能の保全等を図るため、市街化調整区域(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 7 条に規定する市街化調整区域をいう。)における 1,000 平方メートル以上の土地において、次の各号に掲げる自然環境の保全等に影響を与えるおそれのある行為(以下「現状変更行為」という。)をしようとする者は、あらかじめ行為(変更)届出書に別表第 9 に掲げる対象行為の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる図書等を添付して、市長に届け出なければならない。

(1) 土砂等(埋立て又は盛土の用に供するもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 2 条第 1 項に規定する廃棄物以外のものをいう。)による埋立て又は盛土をすること。

(2) 宅地の造成又は土地の開墾

(3) 土石の採取又は鉱物の掘採

(4) 駐車場又は資材置場の建設

2 前項に定める面積未満であっても、現状変更行為を行おうとする土地(以下「行為地」という。)に隣接する土地(以下「隣接地」という。)において行われた現状変更行為と一体と認められる現状変更行為を行為地で行おうとする場合で、当該行為地における現状変更行為が、隣接地における現状変更行為が完了した日から起算して 3 年を経過する日前行われ、かつ、当該行為地と隣接地とを合わせた土地の面積が 1,000 平方メートル以上となるときは、あらかじめ前項の規定による届出を行わなければならない。

3 市長は、第 1 項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が別表第 10 に掲げる自然環境の保全等の基準に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に関し改善その他必要な措置をとることを指導し、又は勧告することができる。

4 次の各号に掲げる行為については、第 1 項の規定は、適用しない。

(1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(2) 第 68 条第 1 項の規定により指定された保全区域で行う行為

(3) 第 68 条第 2 項各号に掲げる区域で行う行為

(4) この条例が施行された際、既に着手している行為

以下省略

別表第9(第77条関係)

行為の区分	図書等の種類	明示すべき事項等
土砂等による埋立て又は盛土をすること、宅地の造成又は土地の開墾、土石の採取又は鉱物の掘採	位置図(10,000分の1以上)	方位、行為地の位置及び形状
	平面図(600分の1以上)	方位、行為地の境界線、切土・盛土及び主な構造物の位置並びに植栽計画
	断面図(600分の1以上)	行為前後の土地の形状を比較できる縦断面及び横断面 (法高、切土・盛土及び主要構造物表示)
	現況写真	行為地の2以上の方向からのカラー写真及び周囲との関係写真
駐車場又は資材置場の建設	位置図(10,000分の1以上)	方位、行為地の位置及び形状
	平面図(600分の1以上)	方位、既存樹木及び伐採樹木の位置、樹種並びに植栽計画
	現況写真	行為地の2以上の方向からのカラー写真及び周囲との関係写真

別表第10(第77条関係)

1 行為地内の面積に対する緑地の面積の割合が、次の各号のとおり確保されていること。

- (1) 土砂等による埋立て又は盛土 行為地面積の75%以上
- (2) 宅地の造成又は土地の開墾 行為地面積の15%以上
- (3) 土石の採取又は鉱物の掘採 行為地面積の75%以上
- (4) 駐車場又は資材置場の建設 行為地面積の20%以上

2 行為地及びその周辺地状況から判断して、次の各号に掲げる事項についての措置が行われていること。

- (1) 行為地及びその周辺の状況から判断して、土地の利用、施設の計画、工事の施工方法等が、自然環境の保全等に十分配慮されていること。
- (2) 土地の造成、地表の舗装等土地の形質変更が必要最小限であり、かつ、地形に順応したものであること。
- (3) 切土、盛土、一時的な土砂のたい積又は調整池の排水施設、えん堤若しくは擁壁等の設備を行う場合は、それらが適正に行われ、土砂の崩壊、汚濁水の発生等による被害が生じるおそれのないこと。
- (4) 雨水等の地下浸透について十分に配慮されていること。
- (5) 動植物の生息又は生育について十分に配慮されていること。